



許可番号00425045015

産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県大崎市古川清水沢字築道15番地
氏 名 有限会社鈴木総業
代表取締役 渡邊 奈美
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成31年4月9日
許可の有効年月日 平成36年4月8日

- 1 事業の範囲
事業の区分 中間処分—破碎, 圧縮, 溶融
産業廃棄物の種類
(1) 中間処分 (破碎)
廃プラスチック類 以上1種類
(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(2) 中間処分 (圧縮)
廃プラスチック類 以上1種類
(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(3) 中間処分 (溶融)
廃プラスチック類 以上1種類
(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(以下余白)
- 2 事業の用に供するすべての施設
施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県大崎市古川清水沢字築道15番
設置年月日 平成26年2月3日
処理能力 廃プラスチック類 1.28トン/日 (0.16トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分－圧縮施設
設置場所 宮城県大崎市古川清水沢字築道15番
設置年月日 平成21年2月2日
処理能力 廃プラスチック類 3.88トン/日 (0.485トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分－熔融施設
設置場所 宮城県大崎市大崎市古川清水沢字築道15番
設置年月日 平成28年8月8日
処理能力 廃プラスチック類 0.24トン/日 (0.03トン/時間 8時間稼働)

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成21年4月9日許可
平成26年4月7日変更届 (老朽化に伴う破碎施設入替に伴う許可証書換え)
平成26年4月9日更新許可
平成28年10月27日変更許可 (「中間処分－熔融」の追加)
平成31年4月9日更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・ 無